

令和2年  
2020年  
7月号

# ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人  
今津法律事務所  
IMAZU LAW OFFICES  
〒100-0004  
東京都千代田区  
大手町 1-6-1  
大手町ビル 8階  
☎ 03-5224-3235  
info@imazulaw.com

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年2回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。  
弁護士 今津 泰輝

## 連載 民法（債権法）改正について～瑕疵担保責任（請負）～

本年4月1日より、改正民法が施行され、②民法の瑕疵担保責任の規定は任意規定であること、③「瑕疵」から「契約不適合」へ文言が改められたものの、実質的な変更ではないこと、④契約解除に関して旧法下で存在した、「契約をした目的を達することができない」と「瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要する」と「瑕疵が存在しましたが、新法下では、これも削除されました。もっとも、新法下でも、このような場合には、修補が履行不能と評価され、修補請求は認められないと解されています。ただし、新法下では、瑕疵が重要である場合であっても、瑕疵の重要性の程度に照らして修補に過分の費用を要するときは、修補請求が認められないと判断されるケースも出てくるかもしれません。

### 売買契約のルール準用

旧法下では、請負契約における瑕疵担保責任は、売買契約と別個に定められていましたが、新法下では、売買契約のルールが準用されており、大部分が共通化されています。また、旧法下において存在した、建物などの請負契約の場合の特則（例：瑕疵に基づく契約の解除はできない）も削除されています。

### 瑕疵担保責任の期間について

旧法下では、請負契約における瑕疵担保責任の期間は、原則として、引渡しから1年以内でした。新法下では、売買契約と揃えられて、注文主が不適合を知った時から1年以内へと変更されました。請負人にとっては、注文主が不適合を知った時を立証することが困難であるため、責任の期間が長期間となるおそれがあります。

## 時事ニュース ～個人情報保護法の改正の成立～

本年6月5日、個人情報保護法の改正が成立しました（公布から2年以内に施行予定）。改正内容は、①保有個人データの利用停止等の請求の要件の緩和、②個人データの第三者提供記録の開示請求、③6か月以内に消去する個人データも、開示、利用停止等の請求の対象化、④オプトアウト規定による第三者提供の範囲の限定、⑤個人データの漏えい等発生時の委員会への報告及び本人への通知義務、⑥不適正な利用の禁止の明確化、⑦「仮名加工情報」の規定の新設、⑧提供先において個人データとなる「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認義務、⑨外国の第三者への個人データ提供時の本人への情報提供義務など、多岐にわたっています。詳細は、今後改めてご紹介致します。

## 電子契約と電子署名

近頃、電子契約が注目されています。新型コロナウイルスの感染拡大防止のための在宅勤務中に、契約書へ押印するだけでなく従業員が本社から離れた場所でも契約書へ押印するといった事態を防ぐため等の理由によるものです。そこで、電子契約と電子署名が、現行法のもと、裁判において、証拠としてどのように取り扱われるのかをご紹介します。

### 【紙の契約書の法的効果】

紙の契約書に印鑑が押されている場合、裁判所は、いわゆる「二段の推定」を用いることにより、当事者の意思に基づいて作成された文書（真正に成立した文書）であることを推定します。二段の推定とは、文書に押印された印影がその名義人の印章（印鑑）によるものであるときは、反証のない限り、その印影は本人の意思に基づいたものと事実上推定され（一段目の推定）、本人の意思に基づく印影がある場合は、民事訴訟法228条4項により文書全体が真正

に成立したものと推定される（二段目の推定）ことをいいます。

### 【電子署名の法的効果】

電子契約においては、紙の契約書のように印鑑が押されることはありません。そこで、電子署名法3条は、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの」、「すなわち電子契約等は、「本人による電子署名」が「行われているときは、真正に成立したものと推定する」と規定しています。

### 【クラウド型電子契約の問題点】

電子署名法3条の「本人による電子署名」は、「必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができ、そのものに限定されています。ICカード等の物理的な媒体に電子証明書を格納して行う電子署名は「本人による電子署名」であると考えられています。一方で、クラウド上に電子証明書が格納され、物理的な媒体を持たないタイプの

### 【法改正に向けての動き】

電子署名法は、クラウドという概念がまだ浸透していなかった2001年に成立した法律であること等の理由から、本年5月18日付第6回規制改革推進会議において、クラウド技術を活用した電子署名の取扱いの検討が始められました。今後の動向に注目して参ります。

## 次回ウェブセミナーのお知らせ

現在、次回のウェブセミナーとして、「リスクを回避する解雇・労働契約の終了」（仮題）を、7月中に開催できるよう、準備を進めております。詳細につきましては、改めて、個別にご案内させていただきます。

## 事務局便り ブログのご紹介

今回は、弊所のブログについて、ご紹介したいと思います。弊所では、今年より、ウェブを活用した、情報発信活動に力を入れております。

ブログでは、日々、弁護士をサポートしている事務局の業務が、一体どのようなものかを、定期的にご紹介させていただいております。これまでにご紹介した主な内容は、以下の通りです。

- ①不動産の登記情報
- ②外国会社が日本へ進出する際の商業登記
- ③相続登記の義務化
- ④戸籍の種類や取得方法

今後も更なる内容の拡充を図りたいと考えております。ぜひ、弊所のブログもご笑覧いただくと幸いです！

今津法律事務所の所長・所員のブログ

お客様が真に必要なとされているサービスを提供し、ご提案致します

<https://imazulaw.jp>